

(7)入居について

- ① ペットの飼育はできません。また、違反して飼育したことで、住宅に損害を発生させたり、近隣とのトラブルが生じた場合は、住宅の明渡しを求める場合があります。
 - ② 騒音など近隣の迷惑となる行為・トラブルを起こした場合は、住宅の明渡しを求める場合があります。
 - ③ 許可を受けた入居者以外の入居（他人への又貸し、無許可での同居）や他人への入居権利の譲渡、住宅以外の用途での使用などはできません。
 - ④ 請書の提出が必要です。
 - ⑤ 緊急連絡人（1人）の届出が必要です。
- ※ 緊急連絡人とは、入居者の安否確認又は事件事故等緊急事案発生などの際、入居者と連絡が取れない場合に連絡する方です。
緊急連絡人に滞納家賃などの支払をお願いすることはありません。
- ⑥ 入居手続後に緊急連絡人に対し、入居者の緊急連絡人であることを確認させていただきます。
 - ⑦ 敷金（家賃の2か月分）を納めていただきます。
 - ⑧ 入居許可後は、速やかに引っ越しして、15日以内に住民票の異動手続をしていただき、入居者全員の住民票（本籍記載）の写し（1通）を提出していただく必要があります。
入居許可後、一定期間内に入居されない場合は、許可の取消しとなります。
 - ⑨ 市営住宅への入居後、申込者本人が死亡し、又は退去した場合において、同居者が引き続き市営住宅の居住を希望する場合、申請を行うことができる方は、原則として、現に同居している方になります。

◎ 申込み・入居されようとするアパート・住宅の内見については、期間や住宅によっては対応可能な場合があります。詳しくは、表紙のお問合せ先にご確認ください。

シルバーハウジング(坪ノ内アパート)について

1 シルバーハウジングとは…

入居者の自立生活を支援するため、生活援助員による生活指導・相談・安否の確認等の日常生活援助サービスの提供を行う住宅です。

(このサービスは、訪問介護・訪問看護などの介護保険サービスとは異なるものです。)

2 申込条件

シルバーハウジングの申込資格は、市営住宅の申込資格(6ページ)に加えて、以下のいずれかの条件に該当し、かつ、生活援助員の援助を必要とする方です。

- (1) 60歳以上の単身者
- (2) 60歳以上の方で構成されている世帯(民法上親族関係があり、同居する理由が認められること。)
- (3) 高齢者夫婦世帯(夫婦のいずれか一方が60歳以上である世帯)

3 聞き取り調査について

シルバーハウジングに当選された方は、生活援助員の援助の要否を判断するため、当選後に高齢者支援課による聞き取り調査を受けていただく必要があります。

(調査の結果、入居できない場合もあります。)

4 負担金について

シルバーハウジングについては、入居後、家賃とは別に負担金(前年所得税額に応じ、毎月0円～4,900円)が必要となります。